

森林の土地の所有者届出制度を ご存じですか？

お問合せ先

林務課
0959-72-5115
林務課(上五島)
0959-52-4650



森林の土地所有者となった方は届出が必要です



対象者

- 売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方
- ※ 国土利用法に基づく土地売買契約の届出を提出されている方は対象外

対象森林

- 県が策定する地域森林計画の対象となっている森林

届出期間

- 土地の所有者となった日から90日以内

提出先

- 取得した土地のある市町長
- ※ 不動産相続登記の申請義務化とは別の制度です。不動産登記の実施の有無に関わらず届出が必要です。



第35回 全国椿サミット五島大会開催

お問合せ先

林務課
0959-72-5115
林務課(上五島)
0959-52-4650



2025
CAMELLIA GOTO

〈大会テーマ〉

～ Go to 五島!

椿の島で会いましょう! ～

全国椿サミットとはツバキ・サザンカを市町村の花木に指定している地方自治体が集い、情報交換と交流を通じて地方活性化に資することを目的として開催されています。五島市では、2度目の開催になります。

2月22日(土)

メイン会場 福江文化会館

入場料 無料

- 全国椿サミット五島大会(アトラクション・講演等)
- 各種展示、特産品の販売等、交流会



2月21日(金)13:30から、ながさき森林環境税を活用した 第1回全国ツバキ活用研究大会が(有)観光ビルはたなか 3階イベントホールにて開催されます。ツバキや、ツバキ油についての試験研究の成果が聞ける貴重な機会ですので、こちらもぜひご参加ください。(参加費無料)